

令和 7 年度社会福祉法人相馬福社会事業計画

新型コロナウイルス感染症もインフルエンザと同様に感染症法第 5 類へと変更され間もなく 3 年目を迎えますが医療、保健、福祉の入所系施設における感染防止対策の取扱い、変更前と対比して大きな差は無くご家族の面会でも施設面談室等の利用で対応する事が各事業所で一般的対応となりつつあります。

世界規模的な環境変化に伴う災害や紛争などによる電力料金や燃料等の物価高、少子高齢化での人材不足、最低賃金や大卒者初任給のアップとこれに伴う関連諸費用の高騰など、単独施設での経営が危ぶまれ、複数法人の複数施設による連携強化で安定した社会保障の継続と施設の経営・運営のバランス強化を目的とした社会福祉連携推進法人の設立が国から推奨されております。

福島第一原子力発電所事故も満 14 年が経過し、原発処理水海洋放出も先が見通せない状況で続いておりますが、復興庁による東日本大震災の復興・創生の各事業も原則 2025 年度が最後の年になるとしております。

相馬地方においては、要介護状態の出現が減る傾向にはありませんが、人口減少に伴う要介護者数や重度化は減少傾向にあります。しかし介護サービス利用希望者の多くは、年金等で利用できる入所系の施設に偏っており、本年度開設 45 年目を迎える従来型（多床棟）施設での建替え計画の推進は必須状況となっております。通所介護では、昨年と同様に利用希望者数の伸びは鈍く、在宅系の介護サービス利用と重複することにより、やや減少傾向の状況にあります。

介護、福祉における介護人材確保については、全県下でも外国人人材確保推進政策が定着しましたが、技能実習制度の規定年数明けや特定技能制度により外国人の方々の施設替え等も課題となり、福祉施設の看護人材不足を合わせた人材不足改善の不安払拭までは繋がらない現状です。

このような状況の中でも社会福祉法人に求められている公益性の担保と責務を併せ持った事業展開のため、外国人人材確保も含めた人員配置数確保と資質維持、安定的組織経営と運営継続が図られる基本的財務規律と体制整備の維持を推進しながら、地域で唯一の介護老人福祉施設として在宅サービスを含めた利用者、家族並びに地域の方々から信頼される法人・施設の確立を目指し実践できるよう、多角的な視点と柔軟な体制による経営・運営のため相馬福社会役職員が一丸となって事業の展開に努める。

事業計画

1. 理事会、評議員会の開催
2. 評議員選任・解任委員会の開催
3. 法人役員等研修会への参加促進
4. 地域における公益的な取組（高齢者等総合相談支援事業）の実践拡大
5. みちのく社会福祉協同組合への参画、外国人人材の確保育成事業への取組
6. 従来型介護老人福祉施設の建替え計画推進

令和7年度特別養護老人ホーム相馬ホーム事業計画

基本方針

介護保険制度に基づく介護老人福祉施設として、要介護状態にある利用者に対し、介護老人福祉施設としての感染症や災害等への対応力強化を図りながら施設サービス計画に基づいて可能な限り居宅における生活の復帰を念頭におき、利用者の意思及び人格と権利を尊重しながら明るく家庭的な雰囲気をもったなかで、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう運営体制継続のための整備、強化をはかり施設サービスの充実、向上に努める。

運営方針

1. 入所利用対象者は、介護保険法の定めにより要介護と認定された者のうち、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成26年12月12日付厚生労働省老健局高齢者支援課長通知老高発1212第1号)に基づき改正された「福島県指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所に係る指針」及び平成27年4月1日付施行「入所要件に係る介護保険法施行規則改正省令」により優先して決定する。
2. 入所利用者の個々の意思及び人格を尊重しその権利を守ると共に、利用者の立場に立って、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上のお世話、機能訓練、健康管理、療養上の介護及び看護等を従来型多床室施設、ユニット型施設において、それぞれ居宅における生活が継続したものとなる自立支援と重度化防止に繋がるよう配慮し、施設内看取り対応を含めた施設サービス計画に沿ったサービスの充実に努める。
3. 利用者の栄養状態や摂食状況に応じた個別の対応を重視し、栄養マネジメントによる低栄養状態の予防、改善に努める。
4. 個々の能力に応じ、自立した明るく楽しい希望に満ちた施設内日常生活が営む事が出来るようレクリエーション、行事等の各種余暇活動と共に日常生活継続訓練等を積極的に展開する。
5. 地域社会や家庭と共に歩む開かれた施設を目指し、地域や家族との結びつきを重視した交流と連携を積極的に展開する。
6. 感染症や災害等への対応力強化を図りながら、より快適な居住環境と制度が求める施設環境造り、安全性が維持できる修理修繕及び補強等を含めた施設整備と設備の保守点検整備等を図りながら、運営及び経営の効率化を進めると共に、内外の環境整備に努める。
7. 契約行為に伴い、広く透明性が求められることから利用者、家族、地域の

方々、関係機関等に対し積極的な情報の開示と共に、十分な説明による個人及び家族の意思の確認に努める。

事業事項

1. 日常生活援助、介護サービス

施設サービス計画に基づき、可能な限り自立支援と重度化防止に繋がるよう配慮し、居宅における生活への復帰を念頭においた日常生活の様々な場面で、個々のニーズに対応し自立に向けた適切な援助と介護に努めると共に、障害が残る利用者においても、その人らしさを尊重した適切な援助、介護に努める。

(1) 声掛け・対話

施設利用の孤立感を取り除き、寂しさを癒し情緒の安定を図るための声掛け、対話等を活発に行う。

(2) 相談・助言

人間関係、家族関係、金銭問題等悩み事、心配事の相談に対し常にその立場に立ち、適切な助言等により問題の解消に努め、安定した施設生活の提供に努める。

(3) 援助・介助・介護

食事、入浴、排泄等、施設内日常生活上の流れの中で個々の有する能力に応じ、きめ細やかな援助、介助、介護を行うと共に、身体、身の衛生保持、衣類、寝具、日用品等の整理清潔保持に努める。

(4) 施設内の清掃・衛生保持

居室、廊下、トイレ等の清掃及び除菌等により衛生保持に努めると共に、季節に合わせた施設内飾り付け等の工夫、美化に努める。

2. 健康の維持増進

利用者個々の健康状態、疾病、障害等の程度をできる限り正確に把握し、健康管理の方針に基づいた適切な予防及び処置等に努め、日常生活の健康の維持増進に努める。

(1) 状態観察

日常の援助、介助、介護、動作等のなかで、常に個々の身体・精神状態等を観察し、変化の早期発見に努める。

(2) 健康管理

感染症等の予防対策はもとより、日常での問診・検温・血圧測定等を随時実施することにより、個々の健康状態を嘱託医師との連携により的確な把握に努めながら家族との情報共有も図ると共に、年間1回以上の健康診断を実施する。

(3) 治療

薬や栄養補助剤の服用・点眼・軟膏の塗布等、医師の処方による処置を迅速的確に行う。

(4) 入通院

入院援助、通院の付き添い等状況に応じた適切な対応を行う。

(5) 機能訓練

個々の有する能力に応じた日常生活を営むのに必要な身体機能の維持及び回復を図るため、リハビリ訪問看護ステーション「つばさ」の指導のもと機能、障害等の程度、状態に応じた日常動作訓練を行う。

3. 給食（食事サービス）

美味しく楽しい食事であることを主眼に、利用者一人一人の栄養状態や摂食状況・状態に応じた個別の対応を重視し、栄養ケア計画によって低栄養状態の予防、改善を図る。

(1) 栄養ケア

利用者一人一人の健康、栄養状態（低栄養状態になっていないか、嚥下状態はどうか等）を体重測定などによりチェックし、個々の状態に基づいた予防、改善のための個別の計画を作成すると共に定期的な評価、見直しを実施し、適正な個別栄養状態維持に努める。

(2) 食事の多様化

季節食、行事食、郷土料理、選択メニュー等希望をより取り入れると共に、年間を通し工夫した食事の提供に努める。

(3) 特別食

身体状況、疾病状況等に応じ刻み食、ソフト食等の介護食の提供と共に、医師、歯科医師等の指示にしたがった治療食を提供する。

(4) 食の安全

安心できる食事提供のため食材調査、確認等を実施すると共に、食中毒等の予防のための食品の購入、保存、調理等に細心の注意払い、徹底した衛生管理により害虫、かび、細菌等の発生を予防する。

(5) 緊急時の対応

万が一、食事の提供が困難になった場合は、非常食等代替による迅速な食事の提供を確保する。

4. 教養娯楽・余暇活動

心身の健康と安定を助長し、日常生活の質を高めるため教養娯楽設備等を備えると共に、季節の行事やレクリエーション活動等年間を通して計画的に実施する。

5. 家族との連携

家庭を離れて生活していることにより、ややもすれば希薄になりがちな家族との関係を緊密なものにするため、触れ合いの機会を多く持つよう働きかけると共に、施設サービス計画立案、変更等への参画を促し、介護老人福祉施設に対しての理解の確保に努める。

(1) 行事の共催

家族の協力のもと行事を共同で開催できるよう促すことにより、一層の相互理解と連携、協力関係を緊密にする。

(2) 外出・外泊

お盆、正月等の帰省など1年を通じ、利用者及び家族の希望により外出、外泊の援助を実施し、不足をきたさない家族との関係が継続出来るよう働きかける。

(3) 面 会

家族、親族等の面会を働きかけ、利用者の不安と孤立感の解消に努める。

6. 地域交流

地域との交流、交歓の機会を活用し地域住民、関係機関等との協調及び密接な連携の強化に努める。

(1) 地域活動への参加

地域の催し物参加や外出活動により交流、交歓の機会を広げる。

(2) ボランティア

有料も含めたボランティア等、市民が参加できる開かれた施設を目指すと共に、介護老人福祉施設の現況、地域協力の有効性などについて広く理解を深めていただくため、積極的受け入れに努める。

(3) 実習生の受入

人材育成、養成のための実習に対し積極的に協力する。

(4) 広報・宣伝・開示

施設要覧、機関紙等の発行及びホームページの開設（継続検討事項）等により施設としての活動状況、施設種別等を広報、開示することにより地域における介護老人福祉施設としての存在と理解を得る。

7. 運営体制の整備強化

介護保険制度下における、求められる体制の整備に努めると共に、職員処遇改善、職場環境改善等による介護人材の確保を含めたテクノロジーの活用により、業務の効率化・業務負担軽減の推進を図りながら運営の安定性を持つ継続化、適正化に積極的に取り組む。

(1) 職員の研修

介護保険施設の専門職として、専門性を高めるための研修会、講習会等に積極的に参加すると共に、常に自己研鑽に励み新しい知識、技術を身に付けられるよう支援体制を図り、専門職としての資格取得に対しても積極的に支援する。

(2) 苦情解決

介護老人福祉施設利用にあたって、施設内生活等の苦情に適切な対応をすることにより、職員資質を含めた施設サービスの質を向上させ、利用者及び家族の満足度を高めるとともに、利用者個々の権利を擁護する。

苦情があった場合は密室化せず、苦情解決委員会等の運用により社会性や客観性を確保した一定のルールに沿った方法で、家族と連携を図りながら解決を進めると共に、円滑、円満な解決の促進や信頼性、透明性の確保に努める。

(3) 施設の整備

経年及び震災による施設設備の修理修繕、補強、保守点検、管理等を適宜に行い、業務継続の持続性を図る共に、感染症対策の強化を含めた内外の施設環境の復旧と美化清掃に努め、快適な居住環境の維持整備に努める。

(4) 防災・防火等非常災害対策

火の後始末、機器の劣化点検等火災の発生防止に細心の注意を払うと共に、防火設備、防火器具等を常時点検し火災等に備え、非常通報、初期消火、避難誘導、救護訓練等を計画的に実施する。

火災、風水害、地震等非常災害時の通報及び連絡体制を整備し、職員へ定期的に周知すると共に、地域の防災等関係機関との連絡を密にして非常時、災害時に備える。

令和7年度社会福祉法人相馬福祉会居宅介護支援事業計画

1. 事業目的

「社会福祉法人相馬福祉会特別養護老人ホーム相馬ホーム指定居宅介護支援事業運営規程」に基づき、介護支援専門員のもとで、地域包括ケアシステムの推進と適正な居宅介護支援事業の提供を目的とする。

2. 運営方針（事業目標）

- (1) 相馬市の要援護高齢者との契約により地域の特性に応じた、適正な居宅介護支援に努める。
- (2) 常に要援護高齢者の人権尊重と自立生活に視点を置き、要援護高齢者本人やご家族の相談業務を進める。
- (3) 保健・医療・福祉等の社会資源の把握と、連携の強化推進に努める。
- (4) 上記内容を基礎に、独立性、中立性を持った適正な居宅介護支援事業が実施できるよう積極的に研修会や連携推進会議等の参加を図り事業を展開する。

3. 居宅介護支援事業内容

- (1) 相馬市の委託を受け、介護保険要介護認定の訪問調査を行う。
- (2) 要援護高齢者との契約のもと、介護保険制度上のケアマネージメントの充実を図る。
 - ①アセスメントの実施：所定のアセスメント表に基づき、要援護高齢者の在宅生活における生活課題や要望を導き出す。
 - ②介護支援計画の策定：上記で導き出された課題や要望を解決するため、介護保険給付サービスを活用する介護支援計画を作成する。
本人、家族の意向に沿い、週間サービスを策定する。また、給付限度額等の調整も行う。
 - ③ケアカンファレンスの開催：上記で作成した介護支援計画を基に、本人家族を交え、関係サービス機関を召集し、ケアカンファレンスを行い、介護支援計画を確かなものにする。
 - ④モニタリングの実施：計画どおりにサービスが提供されているかどうか、利用者が満足しているかなどを定期的な家庭訪問の実施により確認すると共に、サービス機関に不満等があれば指摘も行う。

相馬福祉会デイサービスセンター事業計画

1. 基本方針

通所介護および介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業は、要介護状態および関係法令改正前に規定する介護予防通所介護に相当する状態となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び日常動作の訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減に努める。

2. 内 容

(1) 日常生活上の援助

利用者の身体的および精神的能力に応じ、その必要な援助、介護を行う。

(2) 健康状態の確認

血圧、脈拍、体温等の健康状態をチェックし、利用者の健康管理に努めるものとする。

(3) 日常動作訓練などの訓練サービス

利用者が日常生活等を営むために必要な機能の減退を防止するための日常動作訓練並びに利用者の心身の活性化に努めるための各種アクティビティサービスを提供する。

(4) 送迎サービス

送迎を必要とする利用者については、専用車輛により送迎を行う。又、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。

(5) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、入浴サービスを提供する。

(6) 食事サービス

栄養面、嗜好に配慮し、利用者の状態に応じた食事を提供する。

(7) 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

3. 通所介護計画、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス計画の作成

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、個別に通所介護計画または介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス計画を作成し、その内容について利用者および家族に説明、交付するものとする。それに基づき上記の各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

4. 他機関への協力依頼について

訪問リハビリ事業所への委託協力のもと、各利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、スタッフが日常動作訓練の指導を仰ぐものとする。

5. 苦情処理

利用者又はその家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受け付け窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

6. 緊急時の対応について

通所介護および介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関等に連絡し、適切な措置を講じるものとする。

7. 機関誌の発行

通所介護および介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの実施にともない、利用の促進、事業の理解増進と協力を得る目的で、機関誌ひまわりを発行する。

年間行事計画

月	行 事	月	行 事
4 月	お花見会	10月	秋の運動会
5 月	スポーツ大会	11月	体力づくり週間
6 月	体力づくり週間	12月	クリスマス忘年会
7 月	涼を楽しむ	1 月	新年お茶会
8 月	アイスクリームパーティ	2 月	手作りおやつ
9 月	脳トレ週間	3 月	脳トレ週間